

ID: 157

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第5条		
例 規 番 号	昭和38年条例第29号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 会館の施設及び設備等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第6条及び芦屋市民会館条例施行規則第6条の規定による。 (使用許可の制限) 第6条 次の各号のいずれかに該当するものについては、使用を許可しない。 (1) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき。 (2) 引き続き7日を超える使用及び曜日、日時等を指定して独占的使用を行うとき。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) その他市長が不適當と認めるとき。 [芦屋市民会館条例施行規則] (使用許可の順位) 第6条 使用許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。ただし、申請時において競合する場合は、市民の使用を優先するものとする。 2 前項本文の規定にかかわらず芦屋市は、会館の円滑な運営を妨げない限度内において、優先して使用することができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 161

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第8条ただし書
例 規 番 号	昭和38年条例第29号
【根拠条文】 (使用料の還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の還付) 第12条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。 イ 市が公益上の都合によつて使用許可を取り消したとき。 (2) 80パーセントを還付する場合 大ホール、小ホール及び楽屋にあつては、使用者が使用日前6月までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 (3) 50パーセントを還付する場合 大ホール、小ホール及び楽屋にあつては、使用者が使用日前3月までに、本館各室及び展示ロビーにあつては、使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 (4) 月額的全額を還付する場合 陳列窓にあつては、使用者が使用残期間が1月以上の場合で使用の取消しを申し出て認められたとき。 (5) 過納となつた額の全額を還付する場合 第8条の規定による使用の変更が認められた場合で、既に納めた使用料の額が過納となつたとき。 2 条例第7条の2の規定による附属設備等の使用料を前納した場合で、使用者が使用の取消しを事前に申し出て認められた場合は、前納した額の全額を還付する。 3 前2項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	14日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	----------------

ID: 162

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第9条		
例 規 番 号	昭和38年条例第29号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第9条 市長は、市内の官公署及び各種団体等が使用する場合で、公益上特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の免除) 第11条 市長が特に必要と認める場合は、条例第7条に定める施設使用料及び条例第7条の2に定める附属設備等使用料の全額を免除する。 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料の3割の額を免除する。 (1) 芦屋市が主催又は共催する行事に使用するとき。 (2) 条例第9条に規定する施設使用料免除の団体の指定を受けた団体が公共目的のため使用するとき。 (3) 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体が社会教育に関する事業を行うとき。 (4) 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が使用するとき。 (5) 市内に所在する国及び他の地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 3 前項各号の規定による施設使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 4 施設使用料及び附属設備等使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、前項第2号から第4号までにあつては、使用者は、関係職員の求めに応じ、同項第2号から第4号までに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 163

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	駐車場の使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第9条の2		
例 規 番 号	昭和38年条例第29号		
【根拠条文】 (駐車場使用料の免除) 第9条の2 駐車場の使用料を免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 国又は地方公共団体及び公共的団体が公務を目的として使用するとき。 (2) その他市長が必要と認めるとき。 【基準】 根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第11条の3の規定による。 (駐車場使用料の免除) 第11条の3 条例第9条の2第2号に規定するその他市長が必要と認めるときとは、次に定める自動車を駐車させるときをいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車(芦屋市民センター運営条例(昭和50年芦屋市条例第8号)第2条各号に規定する施設を利用する場合に限る。) (2) 市等が主催する行事の講演者又はその関係者が使用する自動車			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 164

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第11条		
例 規 番 号	昭和38年条例第29号		
【根拠条文】 (特別の設備等の承認) 第11条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 167

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例施行規則 第8条第1項		
例 規 番 号	昭和44年規則第34号		
【根拠条文】 (使用変更等) 第8条 使用者がやむを得ず会館の使用許可事項を変更しようとするときは、使用変更申請書に使用許可書を添えて、許可を受けなければならない。 2 前項に定める使用変更申請書の届出は、大ホール、小ホール及び楽屋に関する場合は、使用日の6月前までとし、本館各室及び多目的ホールに関する場合は、使用日の14日前までとする。 3 使用許可の変更は1回限りとし、使用許可変更承認書を交付してこれを行う。この場合において、施設使用料に差額のある場合は、その差額を納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日